

悪質商法による消費者被害の例

デート商法

携帯電話に知らない女性から間違い電話が掛かってきた。すぐに切ろうと思ったが「あなたの声を聞いていると落ち着く」などと言われ、嬉しくなってしまう世間話しをしていると、盛り上がり、実際に会うことになった。

その女性は絵画が好きということで、絵画展へ連れて行かれた。自分は絵画にはあまり興味はなかったが「この絵は素晴らしいわ！将来子どもにこの絵の話をしてほしいわ！」などと言われた。そのうち「どうしてもこの絵がほしい」と言い、いくらなら出せるかという話しになった。かなり高額だったが、嫌われたくないという気持ちからつい絵を購入してしまった。

その後しばらくは毎日連絡が来ていたが、クーリング・オフ期間が過ぎたあたりで連絡がとれなくなってしまった。

町を歩いているとホスト風の男性に「ファッションのアンケートに答えてほしい」と声を掛けられた。その男性はとても馴れ馴れしい態度で接してきて「気が合いそうだから、個人的に友達になりたい、電話番号おしえてくれ！」と言われ、教えてしまった。

その後、数日間連絡を取っているとジュエリーのデザイナーをしていると言い「実は今月営業成績が伸びなくてこのままだと首になってしまう、協力してほしい」と頼まれた。「少しなら」と答えると、翌日、自分がデザインしたというネックレスを持って現れ「少し高額だけど、この石がとても貴重なカラーだから」と言われ、渋々購入してしまった。

それから同じようなお願いを数回され、嫌われたくないという気持ちからたくさんローンを組んでしまった。いよいよこれ以上は無理という状態になり「私たちの関係って何？」と聞くと、「好きだけど、恋愛の好きではない」と言われ、連絡が取れなくなってしまった。